

京都府警察柔剣道段級審査規程

〔最終改正 令和 8 . 5 . 25 京都府警察本部訓令第13号〕

第 1 条 警察官または警察職員の柔道及び剣道（以下「柔剣道」という。）の段級審査（以下「審査」という。）は、この規程の定めるところによる。

第 2 条 この審査は、柔剣道の段級を審査し、技能の向上を図り、斯道の普及徹底に資することを目的とする。

第 3 条 段級の種別は、級位と段位に分け、級位は 2 級位及び 1 級位、段位は初段位より 5 段位までとする。

第 4 条 警務部長は、毎年 1 回以上、審査を行う。

2 審査は、試合及び形並びに学科により行う。

第 5 条 審査受験資格は、原則として次の表による。

審 査 資 格 基 準	
段 級 位 の 区 別	資格期間
2 級 位 ・ 1 級 位	制限なし
初 段 位	制限なし
2 段 位	初段位取得後 1 年以上
3 段 位	2 段位取得後 1 年以上
4 段 位	3 段位取得後 1 年以上
5 段 位	4 段位取得後 2 年以上

第 6 条 審査は、所属長（初任科生及び初任補修科生については警察学校長）の推薦した者について行う。

2 所属長が推薦を行うときは、警務部長が別に定める推薦書により、警務部長に推薦（教養課長経由）しなければならない。

第 7 条 警察本部長は、警務部長が行う審査により柔剣道段級審査の合格者（以下「合格者」という。）を決定する。この場合において、教養課長は、別記様式の柔剣道段級審査決定記録簿にその都度記録しておかなければならない。

第 8 条 警察本部長は、合格者にふさわしくない行為のあつた場合には、その合格を取り消すことができる。

第 9 条 審査の期日、場所、方法の細目その他実施上必要な事項は、その都度警務部長が定める

。

第10条 警察大学校、管区警察学校、皇宮警察及び他の都道府県警察が行つた段級位審査に合格した者並びに他の機関（講道館、全剣連）の段級位の取得者にあつては、当該事実を確認の上、この規程による同段級位として認める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和30年7月1日から施行する。

別記
様式

柔剣道段級審査決定記録簿

決定 段級	旧 段級	旧段級取得 年 月 日	所 属	階 級	氏 名	年 齢 生年月日	備 考